

岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岩倉市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1号イ(ウ)に規定する通所型サービスBの実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 通所型サービスBの事業の対象者は、総合事業実施要綱第5条に規定する者で、地域住民等との交流を要する者又は希望する者とする。

（事業の内容）

第3条 通所型サービスBの事業は、前条に規定する対象者のうち、介護予防ケアマネジメント等（総合事業実施要綱第4条第1号エに規定する第1号介護予防支援事業、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業又は同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。）を利用する者（同項に規定する居宅介護支援事業を利用する者にあつては、総合事業実施要綱第5条第1項第3号に該当する者に限る。）（以下「利用者」という。）に対し、その居住地域の通いの場において、茶話、体操、リクリエーション、認知症予防等のサービスを提供するものとする。

2 通所型サービスBの事業は、地域住民を主体とした高齢者サロン等において実施する。

（実施方法）

第4条 利用者を担当する介護支援専門員は、必要な介護予防ケアマネジメント等を実施するものとする。

2 事業者は、通所型サービスBの事業のサービス提供の趣旨を理解した上で、介護予防ケアマネジメント等により作成されるケアプラン等に基づき、前条に規定するサービスを提供するものとする。

（実費の負担）

第5条 通所型サービスBの事業のサービス提供に係る実費は、利用者の負担とすることができる。

（資質の向上）

第6条 通所型サービスBの事業に従事する者（以下「従事者」という。）は、必要に応じ、認知症サポーター養成講座等を受講するなど、資質の向上に努めるものとする。

（衛生管理等）

第7条 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じなければならない。

（秘密保持）

第8条 事業者は、従事者又は従事者であった者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（事故発生時の対応）

第9条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族及び当該利用者に係る介護予防ケアマネジメント等による援助を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

4 事業者は、前3項に規定する措置を講じる旨及びその実施方法をあらかじめ定めなければならない。

（廃止等の届出及び便宜の提供）

第10条 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに事業廃止（休止）届出書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による届出をしたときは、当該届出の日の前1月以内に、当該事業のサービスを利用していた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメント等を行う地域包括支援センター、他のサービス提供者その他の関係者との連絡調整等の便宜の提供を行わなければならない。

（補助金の交付）

第11条 市長は、事業者に対して岩倉市高齢者交流サロン等活動費補助金を交付することができる。

2 岩倉市高齢者交流サロン等活動費補助金については、別に定める。

(関係機関との連携)

第12条 通所型サービスBの事業の実施に当たっては、必要に応じて地域包括支援センターその他の関係機関と密接に連携を図らなければならない。

(実施状況報告等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、当該事業の運営について随時報告させ、又は実地調査し、必要な指示をすることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。